

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月16日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

香川県公安委員会規則第3号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長
1～26 略					1～26 略				
27 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）	第18条第5項 略				27 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）	第18条第5項 略			
	第18条第6項	略				第18条第6項	略		
	第31条の2	<u>放射性同位元素等の運搬の届出に係る事故等が生じた場合における報告の受理</u>		○					
	第42条第1項	略							
第43条の2第1項 略				第43条の2第1項 略					
(1)・(2) 略					(1)・(2) 略				
28～101 略					28～101 略				
備考 略					備考 略				

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。